

議案第49号

新居浜市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

新居浜市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、新居浜市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する重大事態の調査の結果について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に係る調査審議が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人権擁護担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

いじめに係る重大事態の調査結果に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行う新居浜市いじめ問題再調査委員会を設置するため、本案を提出する。